

日本臨床微生物学会認定医制度 施行細則

平成 24 年 1 月 20 日制定
令和 2 年 10 月 28 日改定
令和 6 年 2 月 9 日改定

細則 1 審議会の業務

認定および更新のための審査以外に、認定医の教育に必要な年間教育プログラム計画を作成し、教育プログラムに基づき系統的に臨床微生物検査に関するセミナーを開催し、さらに学術集会の中から教育プログラムに合致した内容のプログラムを指定する。また、認定試験のための試験問題の作成とその評価を行い、認定試験を実施する。

細則 2 申請料および認定料

申請者は申請料（10,000 円）を、認定を受けた者は認定料（20,000 円）を指定の口座に振込む。申請料については振込用紙またはコピーを申請書裏面（書式 1）に貼付する。振込手数料は申請者負担。

振込口座：みずほ銀行 五反田支店 口座番号（普）4052049

名 義：一般社団法人日本臨床微生物学会
シヤ) ニホンリンシヨウビセイブツガツカイ

細則 3 認定・更新の要件

1) 受験資格の要件

条件 1：過去 5 年間に於いて、以下の表より 50 単位以上取得が必要である。

条件 2：条件 1 のうち少なくとも 30 単位は「必修」からの単位取得が必要である。

2) 更新資格の要件

条件 1：5 年間で以下の表より 30 単位以上取得が必要である。

条件 2：条件 1 のうち少なくとも 20 単位は「必修」からの単位取得が必要である。

認定医単位表

	単位取得の対象となる項目	単位数	備考
必修	1) 本学会が主催する講習会への参加 ・本学会主催「医師・臨床検査技師・薬剤師・看護師のための感染症学セミナー」への参加 ・本学会教育委員会主催「教育セミナー」への参加	10	
	2) 認定医教材動画の視聴 ^{*1)}	10	
	3) 本学会が主催する年次学術集会への参加 ^{*2)}	5	
	4) 本学会が主催する年次学術集会におけるシンポジウム等への参加	5	学術集会参加とは別に取得 ^{*3)}
	5) 本学会が主催する年次学術集会における筆頭演者	5	学術集会参加とは別に取得 ^{*4)}
その他	6) 本学会が主催する年次学術集会における共同演者	2	学術集会参加とは別に取得 ^{*4)}
	7) 臨床微生物学に関する学術論文の筆頭著者 ^{*5)}	10	
	8) 臨床微生物学に関する学術論文の共同著者 ^{*5)}	3	
	9) 臨床微生物検査推進活動	5	臨床微生物検査推進を目的に、申請者が臨床微生物検査の実践と指導活動に貢献していることを証明するもの（1 回のみ） ^{*6)} 。

*1) 3 本以上を視聴し確認テストに回答することで発行される受講証明書の写しを提出。

*2) 参加証の写しを提出。

*3) 学会場で配られる参加証の写しを提出。1 回の学術集会でそれぞれ 1 回のみ認める。

*4) 抄録集の表紙と抄録のコピーを提出。

*5) 論文要旨と著者・掲載誌が分かる資料を提出。

*6) A4 の用紙に記載（書式は自由）。

細則 4 認定医試験の実施

1. 申請者に対して日本臨床微生物学会認定医の試験を行う。
2. 試験問題は審議会が作成し評価する。
3. 試験は毎年 12 月に実施する。
出題問題数 = 50 題，出題範囲は審議会が指定する臨床微生物検査に関するセミナーおよび審議会が指定する臨床微生物検査に関連したプログラムの内容とする。試験時間 = 60 分
問題タイプは，次の 3 種のいずれかを用いる。
A タイプ，X2 タイプ，X3 タイプ
4. 原則として，総合得点で 60% 以上を合格とする。

細則 5 認定更新の要件

認定医は，認定を受けてから 5 年後，以下を満たしている場合，資格の更新を申請することができる。

- (1) 認定された後も引き続き本学会の会員であること。
- (2) 認定を受けてから 5 年間，臨床微生物検査の推進に貢献するとともに，審議会が指定する臨床微生物検査に関するセミナーなどに参加し，所定単位（30 単位 内必修単位 20 単位以上）を取得した者。単位取得の対象となる項目は細則 3 参照。
- (3) 認定期間中に海外留学，病気療養等の正当な理由がある場合は，当該期間相当分の認定期間の延長をすることができる（書式 5）。

細則 6 単位取得確認書類

所定の用紙に貼付したセミナー・学術集会に参加したことを証明する書類

審議会が指定する臨床微生物検査に関連したセミナー，プログラムに参加したことを証明する書類として参加証のコピー，本学会が主催する年次学術集会の参加証のコピー，臨床微生物学に関する学術論文のコピー（著者名・論文名・掲載誌が分かるもの），臨床微生物検査推進活動に貢献したことの証明書を，それぞれ所定の用紙（書式 2，書式 3，書式 4）に貼付する。

書類提出先：〒141-0022 東京都品川区東五反田 4-7-25 TY ビル 3 階
日本臨床微生物学会事務局
日本臨床微生物学会認定医制度審議会

細則 7 更新料

更新料（20,000 円）を指定の銀行口座に振込の上，振込用紙のコピーを申請書裏面（書式 1）に貼付する。振込手数料は申請者負担。

振込口座：みずほ銀行 五反田支店 口座番号（普）4052049
名 義：一般社団法人日本臨床微生物学会
シヤ）ニホンリンシヨウビセイブツガツカイ